

2026 年度
社会保険労務士コース
教材改正・訂正情報

* 2025 年度以前の教材をお持ちの方は、改正・訂正情報の参照頁が異なる場合もあります。
改正情報等の最新情報を参考にしてご活用ください。

『社会保険労務士コース』において、テキスト、マスターノートに関わる法律が一部改正されました。本冊子における法改正等の情報は、時系列に記載されています（最新の情報が最後）ので、ご注意ください。

目 次

- 1 . 教材改正 訂正情報 vol 1 2026.3.1
- 2 . 教材改正 訂正情報 vol 2 2026.4.1
- 3 . 教材改正 訂正情報 vol 3 2026.5.1
- 4 . 教材改正 訂正情報 vol 4 2026.6.1



教材改正 訂正情報

vol | 1 2026. 3. 1

この情報は、2026 年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届きしだい必ず関係箇所の改訂又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。



一般財団法人
安全衛生普及センター

健康保険法・国民年金法・厚生年金保険法等の改正

概 要

(1) 健康保険法の改正

＜令和8年度の協会健保の介護保険料率の引上げ（1.59%→1.62%）＞

(2) 令和8年度の年金額の改定（国民年金法・厚生年金保険法）

＜令和8年度の年金額は、

国民年金（基礎年金）が1.9%、厚生年金（報酬比例部分）が2.0%の引上げ＞

- ① 国民年金及び厚生年金保険の年金額については、新規裁定者（67歳以下の受給権者）は「名目手取り賃金変動率」を、既裁定者（68歳以上の受給権者）は「物価上昇率」を用いて改定されるが、「物価変動率」が「名目手取り賃金変動率」を上回る場合には、新規裁定者及び既裁定者ともに「名目手取り賃金変動率」を用いて改定することとされている。
- ② 令和8年度の年金額の改定の指標となる「名目手取り賃金変動率」は「+2.1%」，「物価変動率」は、「+3.2%」となり「物価変動率」が「名目手取り賃金変動率」を上回ったことから、令和8年度の年金額は、本来、「名目手取り賃金変動率」の2.1%を用いて計算する。
- ③ 前記②にかかわらず、令和8年度は、「マクロ経済スライド」による調整率（国民年金（基礎年金）が-0.2%、厚生年金（報酬比例部分）が-0.1%）が適用されることから、令和8年度の年金額は、前年度から、国民年金（基礎年金）が1.9%、厚生年金（報酬比例部分）が2.0%の引上げとなった。

＜参考＞ 令和8年度の年金額改定に係る各指標

- | |
|---|
| ① 名目手取り賃金変動率・・・2.1% |
| ② 物価変動率・・・3.2% |
| ③ マクロ経済スライドによる「スライド調整率」・・・国民年金（基礎年金）・▲0.2%、
厚生年金（報酬比例部分）・▲0.1% |

令和8年度の年金額及び年金額の改定に伴うテキストの訂正については、「教材改正・訂正情報（vol.2）」でご案内（2月末現在、未公表の年金額があるため）します。

(3) 厚生年金保険法の改正

60 歳台前半及び 60 歳台後半の老齢厚生年金の在職老齢年金に係る「支給停止調整額」については、令和 8 年 4 月 1 日から、「法定額」が「62 万円」に改正されたが、法第 46 条第 1 項ただし書（62 万円に令和 7 年度以後の各年度の物価変動率に名目手取り賃金変動率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額が 62 万円を超え、又は下るに至った場合においては、当該年度の 4 月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。）の規定により、令和 8 年度に適用される「支給停止調整額」は、令和 7 年度に用いた名目賃金変動率（2.3%）と令和 8 年度に用いる名目賃金変動率（2.1%）に応じて「65 万円」とされた。

令和 8 年度の「支給停止調整額」の改正に伴うテキストの訂正については、「教材改正・訂正情報（vol.2）」でご案内します。

<労働保険徴収法・健康保険法・国民年金法・厚生年金保険法>

(4) 令和 8 年に適用される延滞金の率

延滞金の割合は、当分の間の措置として、各年の特例基準割合（銀行の新規の短期貸出約定平均年利をベースにして財務大臣が告示する割合に年 1%を加算した割合）が年 7.3%に満たない場合には、法定の「年 14.6%」の割合は、特例基準割合に年 7.3%を加算した割合、法定の「年 7.3%」の割合は、特例基準割合に年 1%を加算した割合とされる。

令和 8 年の特例基準割合が 1.8%となったことから、延滞金の率は、以下のようになった。

① 労働保険料

① 納期限の翌日から 2 か月を経過する日まで → 2.8%

② 納期限の翌日から 2 か月を経過した日以降 → 9.1%

※受験必修通信講座テキスト・「労働保険徴収法」73 頁参照

② 健康保険法・国民年金法・厚生年金保険法

① 納期限の翌日から 3 か月を経過する日まで → 2.8%

② 納期限の翌日から 3 か月を経過した日以降 → 9.1%

※受験必修通信講座テキスト・「健康保険法」169 頁・「国民年金法」139 頁・「厚生年金保険法」178 頁参照

<社会保険に関する一般常識>

(5) 社会保険労務士法の改正

社会保険労務士の使命に関する規定の新設、社会保険労務士以外の者が用いてはならない「社会保険労務士に類似する名称」に「社労士」が含まれることを明記する等の改正が行われた（令和 7 年 10 月 1 日施行）。

(6) 年金生活者支援給付金の令和 8 年度価額（月額）

① 老齢年金生活者支援給付金（以下の②と③の合計額）

② $5,620 \text{ 円} \times \text{保険料納付済期間の月数} / 480$

③ $\boxed{A} \times \text{保険料免除期間の月数} / 480$

※ $\boxed{A}$ の額は、保険料全額免除・4 分の 3 免除・半額免除期間⇒老齢基礎年金の満額（月額）の 6 分の 1 に相当する額。保険料 4 分の 1 免除期間⇒老齢基礎年金の満額（月額）の 12 分の 1 に相当する額。

㊦ 障害年金生活者支援給付金

㊦ 障害等級の1級に該当する額 7,025 円

㊦ 障害等級の2級に該当する額 5,620 円

㊦ 遺族年金生活者支援給付金

5,620 円（遺族基礎年金の受給権者である子が2人以上ある場合は、5,620 円に当該子の数で除して得た額）

改正・訂正補遺

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

<テキスト>

〔労働安全衛生法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
42・下9	て、当該労働者の労働災害を防止	て、労働災害を防止
98・上7	禁固以上の刑	拘禁刑以上の刑

〔健康保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
160・上11	1000 分の <u>15.9</u>	1000 分の <u>16.2</u>

〔労務管理その他の労働に関する一般常識〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
126・上3	こ <u>ら</u> れに反する	こ <u>れら</u> に反する

〔社会保険に関する一般常識〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
—	※以下の「頁・行」の「5,000 円」を「5,620 円（令和8年度価額）」に修正 「164 頁・下7」，「165 頁・下5」，「166 頁・下16」，「166 頁・下15」	
165・下6	<u>6,250 円</u>	<u>7,025 円（令和8年度価額）</u>

167・上6～ 上 9	※法第1条の全文を以下に差替え 法第1条（社会保険労務士の使命） <u>社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もって豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とする。</u>	
167・上10～ 上 18	※「過去問 111」を全文削除	
168・下 6	相談に応じ、又は指導すること	相談に応じ、又は指導すること（これらの事項に係る法令並びに労働協約、就業規則及び労働契約の遵守の状況を監査することを含む。）。
170・上 16	訴訟代理人	代理人
170・上 19		
171・上 16	禁固以上の刑	拘禁刑以上の刑
193・下 2	社会保険労務士又はこれに類似する	社会保険労務士又は社労士その他の社会保険労務士に類似する
194・上 1	社会保険労務士法人又はこれに類似する	社会保険労務士法人又は社労士法人その他の社会保険労務士法人に類似する
194・上 3～ 上 4	全国社会保険労務士会連合会又はこれらに類似する	全国社会保険労務士会連合会又は社労士会若しくは全国社労士会連合会その他の社会保険労務士会若しくは全国社会保険労務士会連合会に類似する
228・上 11	※「111」の解説を全文削除	

<マスターノート>

〔社会保険関係〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
21・上 20	1,000 分の <u>15.9</u>	1,000 分の <u>16.2</u>



教材改正 訂正情報

この情報は、2026 年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届きしだい必ず関係箇所の改訂又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。

vol 2 2026. 4. 1

一般財団法人
安全衛生普及センター

令和 8 年度の雇用保険率・国民年金及び厚生年金保険の年金額

概 要

(1) 令和 8 年度の雇用保険率

令和8年度に適用される雇用保険率は、令和7年度から1,000分の1引き下げられ、以下のとおりとなった。

- ㊦ 一般の事業 1,000分の13.5
- ㊧ 建設の事業を除く特掲事業 1,000分の15.5
- ㊨ 建設の事業 1,000分の16.5

(2) 令和8年度の年金額（国民年金法・厚生年金保険法）

●令和 8 年度の年金

給 付		新規裁定者	既裁定者
国 民 年 金	老齢基礎年金額（満額）	847,300 円	844,900 円
	障害基礎年金額（1 級）	1,059,125 円	1,056,125 円
	障害基礎年金額（2 級）	847,300 円	844,900 円
	遺族基礎年金額	847,300 円	844,900 円
	障害・遺族基礎年金の子の加算額		
	・第1子，第2子	243,800 円	243,800 円
	・第3子以降	81,300 円	81,300 円
厚 生 年 金 保 険	・振替加算額算出の基礎となる額	243,800 円	243,100 円
	老齢厚生年金の加給年金額		
	・配偶者	243,800 円	243,800 円
	・第1子，第2子	243,800 円	243,800 円
	・第3子以降	81,300 円	81,300 円
	3 級障害厚生年金の最低保障額	635,500 円	633,700 円
	中高齢寡婦加算額	635,500 円	633,700 円

※表中の「新規裁定者」とは、67歳以下の受給権者のことをいい、「既裁定者」とは、68歳以上の受給権者のことをいう。

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

<テキスト>

〔労働基準法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
84・上7	現行は、 <u>「2割5分」</u>	現行は、 <u>時間外労働は「2割5分」、休日労働は「3割5分」</u>

〔雇用保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
118・下6～ 下5	介護休業給付金又は育児休業給付金若しくは <u>出生時育児休業給付金</u>	介護休業給付金又は育児休業給付金、 <u>出生時</u> <u>育児休業給付金若しくは出生後休業支援給付</u> <u>金の支給を受けることができる休業及び教育</u> <u>訓練休暇給付金</u>
123・下8～ 下7		

〔労働保険徴収法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後		
31・下 6	1,000 分の <u>14.5</u>	1,000 分の <u>13.5</u> (令和 8 年 4 月 1 日現在)		
31・下 5	1,000 分の <u>16.5</u>	1,000 分の <u>15.5</u> (令和 8 年 4 月 1 日現在)		
31・下 4	1,000 分の <u>17.5</u>	1,000 分の <u>16.5</u> (令和 8 年 4 月 1 日現在)		
77・上 1～ 上 7	※表を以下に差替え			
	事業の種類	二事業率相当	被保険者負担	事業主負担
	一般の事業 (雇用保険率 <u>13.5/1,000</u>)	3.5/1,000	<u>5/1,000</u>	<u>8.5/1,000</u>
	特掲事業(建設の事業を除く) (雇用保険率 <u>15.5/1,000</u>)	3.5/1,000	<u>6/1,000</u>	<u>9.5/1,000</u>
	建設の事業 (雇用保険率 <u>16.5/1,000</u>)	4.5/1,000	<u>6/1,000</u>	<u>10.5/1,000</u>

〔国民年金法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後																				
—	※以下の「頁・行」の「令和7年度」を「令和8年度」に修正 「53 頁・下2」, 「54 頁・上1」, 「54 頁・上9」, 「56 頁・上5」, 「60 頁・下4」, 「61 頁・上7」, 「62 頁・上8」, 「78 頁・下7」, 「78 頁・下5」, 「79 頁・上2」, 「79 頁・上7」, 「90 頁・上8」, 「91 頁・下15」, 「91 頁・下5」																					
—	※以下の「頁・行」の「831,700円」を「847,300円」に修正 「53 頁・下2」, 「54 頁・上2」, 「54 頁・上12」, 「78 頁・下6」, 「90 頁・上8」, 「90 頁・上10」, 「90 頁・下13」, 「90 頁・下12」, 「90 頁・下11」, 「91 頁・下17」, 「91 頁・下12」, 「91 頁・下11」, 「91 頁・下10」, 「91 頁・下4」																					
—	※以下の「頁・行」の「829,300円」を「844,900円」に修正 「54 頁・上3」, 「56 頁・上7」, 「62 頁・上12」, 「78 頁・下6」, 「90 頁・上9」, 「90 頁・上11」, 「91 頁・下17」																					
—	※以下の「頁・行」の「239,800円」を「243,800円」に修正 「79 頁・上1」, 「79 頁・上8」, 「90 頁・上12」, 「90 頁・下13」, 「90 頁・下12」, 「90 頁・下11」, 「91 頁・下16」, 「91 頁・下11」, 「91 頁・下10」, 「91 頁・下4」																					
—	※以下の「頁・行」の「79,800円」を「81,300円」に修正 「79 頁・上8」, 「90 頁・下11」, 「90 頁・下10」, 「91 頁・下10」, 「91 頁・下9」																					
60・下4～ 下3	新規裁定者は、 <u>239,300</u> 円, 既裁定者は、 <u>238,600</u> 円	新規裁定者は、 <u>243,800</u> 円, 既裁定者は、 <u>243,100</u> 円																				
61・上2～ 上6	<table><tr><th colspan="2">(参考) 実際の加算額</th></tr><tr><th>年 額</th><th>月 額</th></tr><tr><td><u>238,600</u> 円</td><td><u>19,883</u> 円</td></tr><tr><td>⋮</td><td>⋮</td></tr><tr><td><u>16,033</u> 円</td><td><u>1,336</u> 円</td></tr></table>	(参考) 実際の加算額		年 額	月 額	<u>238,600</u> 円	<u>19,883</u> 円	⋮	⋮	<u>16,033</u> 円	<u>1,336</u> 円	<table><tr><th colspan="2">(参考) 実際の加算額</th></tr><tr><th>年 額</th><th>月 額</th></tr><tr><td><u>243,100</u> 円</td><td><u>20,258</u> 円</td></tr><tr><td>⋮</td><td>⋮</td></tr><tr><td><u>16,335</u> 円</td><td><u>1,361</u> 円</td></tr></table>	(参考) 実際の加算額		年 額	月 額	<u>243,100</u> 円	<u>20,258</u> 円	⋮	⋮	<u>16,335</u> 円	<u>1,361</u> 円
(参考) 実際の加算額																						
年 額	月 額																					
<u>238,600</u> 円	<u>19,883</u> 円																					
⋮	⋮																					
<u>16,033</u> 円	<u>1,336</u> 円																					
(参考) 実際の加算額																						
年 額	月 額																					
<u>243,100</u> 円	<u>20,258</u> 円																					
⋮	⋮																					
<u>16,335</u> 円	<u>1,361</u> 円																					
78・下5～ 下4	新規裁定者は、 <u>1,039,625</u> 円, 既裁定者は、 <u>1,036,625</u> 円	新規裁定者は、 <u>1,059,125</u> 円, 既裁定者は、 <u>1,056,125</u> 円																				

〔厚生年金保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後												
73・下9～下6	<table><tr><td>令和7年度価額</td></tr><tr><td>239,300 円</td></tr><tr><td>239,300 円</td></tr><tr><td>79,800 円</td></tr></table>	令和7年度価額	239,300 円	239,300 円	79,800 円	<table><tr><td>令和8年度価額</td></tr><tr><td>243,800 円</td></tr><tr><td>243,800 円</td></tr><tr><td>81,300 円</td></tr></table>	令和8年度価額	243,800 円	243,800 円	81,300 円				
令和7年度価額														
239,300 円														
239,300 円														
79,800 円														
令和8年度価額														
243,800 円														
243,800 円														
81,300 円														
74・上13～ 上18	<table><tr><td>令和7年度価額</td></tr><tr><td>35,400 円</td></tr><tr><td>70,600 円</td></tr><tr><td>106,000 円</td></tr><tr><td>141,200 円</td></tr><tr><td>176,600 円</td></tr></table>	令和7年度価額	35,400 円	70,600 円	106,000 円	141,200 円	176,600 円	<table><tr><td>令和8年度価額</td></tr><tr><td>36,000 円</td></tr><tr><td>71,900 円</td></tr><tr><td>108,000 円</td></tr><tr><td>143,800 円</td></tr><tr><td>179,900 円</td></tr></table>	令和8年度価額	36,000 円	71,900 円	108,000 円	143,800 円	179,900 円
令和7年度価額														
35,400 円														
70,600 円														
106,000 円														
141,200 円														
176,600 円														
令和8年度価額														
36,000 円														
71,900 円														
108,000 円														
143,800 円														
179,900 円														
—	※以下の「頁・行」の「62万円」を「65万円」に修正 「84 頁・下22」，「84 頁・下20」，「84 頁・下19」，「84 頁・下9」，「84 頁・下3」， 「85 頁・上5」，「96 頁・上5」，「96 頁・上7」，「96 頁・上8」，「96 頁・下4」													
—	※以下の「頁・行」の「620,000円」を「650,000円」に修正 「84 頁・下10」，「84 頁・下4」，「96 頁・上17」，「96 頁・下13」													
84・下2～ 85・上2	※以下に修正 「300,000円 { (200,000円+500,000円－650,000円) ×1/2×12} 」となる。 したがって、支給される年金額は，「175,000円 ({2,400,000円 (老齢厚生年金の額)－ 300,000円 (支給停止基準額) } ÷12) 」となる。 ※支給停止される年金の月額は，25,000円 { (200,000円+500,000円－650,000円) ×1/2}													
85・上11	40,000 円	25,000 円												
96・下15～ 下11	※以下に修正 ・総報酬月額相当額＝380,000円 … ① ・基本月額＝300,000円 … ② ①+②＝680,000円>650,000円 この場合は，「 (680,000円－650,000円) ×1/2＝15,000円」が支給停止となるため，支給 される年金額は，285,000円 (300,000円－15,000円＝285,000円) となる。													
96・下8～下7	㊸のケースは，支給停止基準額は180,000円 (15,000円×12) となるため，支給される老齢 厚生年金の額は，3,420,000円 (3,600,000円 (300,000円×12)－180,000円) となる。													
97・上3	62万円	65万円												

204・下15	$(180,000 \text{ 円} + 520,000 \text{ 円} - \underline{620,000 \text{ 円}}) \times 1/2$ =40,000 円	$(180,000 \text{ 円} + 520,000 \text{ 円} - \underline{650,000 \text{ 円}}) \times 1/2$ =25,000 円
206・上8	<u>155,000 円</u>	<u>170,000 円</u>
206・上10	$200,000 \text{ 円} - (510,000 \text{ 円} + 200,000 \text{ 円} - \underline{620,000 \text{ 円}}) \times 1/2 = \underline{155,000 \text{ 円}}$	$200,000 \text{ 円} - (510,000 \text{ 円} + 200,000 \text{ 円} - \underline{650,000 \text{ 円}}) \times 1/2 = \underline{170,000 \text{ 円}}$

<マスターノート>

〔労働関係〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
83・上19～ 上20	次の表に基づき計算した…同額の と なる。	次の表に基づき計算した令和8年度の概算保 険料の額は、 A , 令和7年度の確定保 険料の額は、 B となる。
84・上11～ 下6	※全文を以下に差し替え また、設例の広告の事業は、「その他の各種事業」に該当するため、適用される労災保険率及び第1種特別加入保険料率（労災保険率と同一の率）は、令和8年度及び令和7年度ともに、<u>1,000分の3</u>、雇用保険率は、令和8年度は1,000分の13.5、令和7年度は1,000分の14.5である。以上により、令和8年度の概算保険料の額及び令和7年度の確定保険料の額は、以下のとおりとなる。 ① <u>令和8年度の概算保険料の額 (A)</u> ① <u>5,000万円 × (3/1,000 + 13.5/1,000) = 825,000円 (一般保険料の額)</u> ② <u>365万円 × (3/1,000) = 10,950円 (第1種特別加入保険料の額)</u> ※特別加入保険料算定基礎額は、1万円 × 365 = 365万円 ③ <u>825,000円 + 10,950円 = 835,950円 (令和8年度の概算保険料の額)</u> ② <u>令和7年度の確定保険料の額 (B)</u> ① <u>5,000万円 × (3/1,000 + 14.5/1,000) = 875,000円 (一般保険料の額)</u> ② <u>365万円 × (3/1000) = 10,950円 (第1種特別加入保険料の額)</u> ③ <u>875,000円 + 10,950円 = 885,950円 (令和7年度の確定保険料の額)</u>	

〔社会保険関係〕

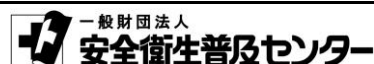
頁・行	訂 正 前	訂 正 後
—	※以下の「頁・行」の「令和 7 年度」を「令和 8 年度」に修正 「39 頁・上 17」, 「40 頁・上 2」, 「43 頁・上 13」, 「45 頁・下 7」, 「70 頁・下 8」	
40・上 2	238,600 円～16,033 円	243,100 円～16,335 円
—	※以下の「頁・行」の「831,700 円」を「847,300 円」に修正 「39 頁・上 18」, 「39 頁・下 10」, 「43 頁・上 14」, 「43 頁・上 15」, 「45 頁・下 4」, 「45 頁・下 3」, 「45 頁・下 2」, 「46 頁・上 3 (2 箇所)」, 「46 頁・上 4」, 「45 頁・ 上 5」	
	※以下の「頁・行」の「829,300 円」を「847,300 円」に修正 「39 頁・上 19」, 「39 頁・下 8」, 「43 頁・上 16」	
—	※以下の「頁・行」の「239,300 円」を「243,800 円」に修正 「43 頁・下 13」, 「45 頁・下 4」, 「45 頁・下 3」, 「45 頁・下 2」, 「46 頁・上 4」, 「45 頁・上 5」, 「70 頁・下 7」, 「70 頁・下 5」	
—	※以下の「頁・行」の「79,800 円」を「81,300 円」に修正 「43 頁・下 12」, 「45 頁・下 2」, 「45 頁・下 1」, 「46 頁・上 5」, 「46 頁・上 6」, 「70 頁・ 下 4」	
—	※以下の「頁・行」の「62 万円」を「65 万円」に修正 「71 頁・上 15」, 「71 頁・下 11」, 「71 頁・下 10」, 「71 頁・下 9」, 「71 頁・下 6」, 「77 頁・上 10」, 「77 頁・下 8」, 「77 頁・下 7」, 「77 頁・下 6」, 「77 頁・下 3」	



教材改正 訂正情報

vol 3 2026. 5. 1

この情報は、2026 年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届きしだい必ず関係箇所の変更又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。



労働経済・統計資料(「労務管理その他の労働に関する一般常識」関係)

(1) 労働時間の動向

＜労働時間＞（毎月勤労統計調査）

① 実労働時間数

＜企業規模 30 人以上＞

	総労働時間		所定労働時間		所定外労働時間	
	1 か月	年 間	1 か月	年 間	1 か月	年 間
令和 7 年	141.1	1,693	129.6	1,555	11.5	138
令和 6 年	142.8	1,714	131.1	1,573	11.8	141

＜企業規模 5 人以上＞

	総労働時間		所定労働時間		所定外労働時間	
	1 か月	年 間	1 か月	年 間	1 か月	年 間
令和 7 年	135.1	1,621	125.3	1,504	9.8	117
令和 6 年	136.9	1,643	126.9	1,523	10.0	120

＜産業別月間総実労働時間（企業規模 5 人以上）＞（毎月勤労統計調査）

- ② 令和 7 年の月間総実労働時間を産業別にみると、「運輸・郵便業」（161.0 時間）、「鉱業、採石業等」（160.4 時間）、「建設業」（159.8 時間）等で長く、「飲食サービス業等」（88.0 時間）、「生活関連サービス業等」（121.5 時間）、「教育、学習支援業」（122.3 時間）等で短くなっている。

<週休2日制等>（就労条件総合調査）

③ 週休2日制の状況（企業規模30人以上・調査産業計）

		何らかの週休2日制の適用	完全週休2日制の適用
企業数	令和7年	92.6%	65.5%
	令和6年	90.9%	56.7%
労働者数	令和7年	94.4%	73.3%
	令和6年	93.3%	65.2%

<年間休日総数>（就労条件総合調査）

- ④ 令和6年1年間の年間休日総数は、1企業平均で112.4日（前年112.1日）、労働者1人平均で116.6日（前年116.4日）となっている。

<年次有給休暇>（就労条件総合調査）

- ⑤ 労働者1人平均の年次有給休暇の付与日数、取得日数、取得率（企業規模30人以上）

年	平均付与日数	平均取得(消化)日数	取得(消化)率
調査産業計	日	日	%
令 2	17.9	10.1	56.6
令 3	17.6	10.3	58.3
令 4	17.6	10.9	62.1
令 5	16.9	11.0	65.3
令 6	18.1	12.1	66.9

<変形労働時間制等>（就労条件総合調査）

- ⑥ 令和7年における変形労働時間制を採用している企業数割合は、60.2%（前年60.9%）であった。種類別に企業の採用状況を見ると、「1年単位の変形労働時間制」を採用している企業が30.3%（前年32.3%）、「1か月単位の変形労働時間制」が26.4%（前年25.2%）、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」が1.1%（前年1.4%）、「フレックスタイム制」が8.3%（前年7.2%）となっている。
- ⑦ 令和7年におけるみなし労働時間制を採用している企業数割合は、15.8%（前年15.3%）となっている。みなし労働時間制の種類別に企業の採用状況を見ると、「事業場外労働のみなし労働時間制」を採用している企業が13.8%（前年13.3%）、「専門業務型裁量労働制」が2.1%（前年2.2%）、「企画業務型裁量労働制」が1.0%（前年1.0%）となっている。

(2) 賃金の動向

<賃金水準等>

① 現金給与総額（企業規模 5 人以上・調査産業計）（毎月勤労統計調査）

令和 7 年の 1 人平均月間現金給与総額（名目賃金）は、**2.3%増**（前年 2.8%増）の **355,941 円** となった。また、実質賃金は、**1.3%減**（前年 0.3%減）であった。

② 前記①の令和 7 年の平均月間現金給与総額を就業形態別にみると、一般労働者は **2.9%増**（前年 3.2%増）の **465,923 円** となり、パートタイム労働者は **2.3%増**（前年 3.9%増）の **114,527 円** となった（毎月勤労統計調査）。

③ 主要企業における春季賃上げ率及び額は、次のとおり（中央労働委員会調べ）。

令和 2 年	6,286 円 (2.00%)
令和 3 年	5,854 円 (1.86%)
令和 4 年	6,898 円 (2.20%)
令和 5 年	11,245 円 (3.60%)
令和 6 年	17,415 円 (5.33%)
令和 7 年	18,629 円 (5.52%)

(3) 雇用の動向

① 労働力関係

(万人)

	15 歳以上 人 口	労働力 人 口	全就業者	全雇用者	完 全 失業者	完全失 業率%	労働力人 口比率%	雇用者 比率%
令和 7	10,973	7,004	6,828	6,185	176	2.5	63.8	90.6
令和 6	10,995	6,957	6,781	6,123	176	2.5	63.3	90.3

② 有効求人倍率

(倍)

平 27	平 28	平 29	平 30	令元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.25	1.22

③ 高年齢者の雇用状況（令和 6 年）

① 65 歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の割合は、99.9%となっている。

なお、高年齢者雇用確保措置の内訳は「定年制の廃止」が 3.9%、「定年の引き上げ」が 31.0%、「継続雇用の導入」が 65.1%となっている。

② 65 歳以上定年企業（定年制の廃止企業を含む。）の割合は、34.9%となっている。

③ 70 歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は、34.8%

④ 障害者の雇用状況（令和 7 年）

① 民間企業（法定雇用率 2.5%）の実雇用率は、2.41%

② 民間企業の雇用障害者数は、70 万 4,610.0 人

※①、②ともに過去最高を更新

③ 民間企業で法定雇用率達成企業の割合は、46.0%（前年同率）

⑤ 労働組合及び労働組合員の状況（令和 7 年）

① 労働組合数（単一労働組合）は、22,244 組合（268 組合減）

- ㊤ 労働組合員数は、992 万 7 千人（1 万 5 千人増）
 ㊦ 推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）は、16.0%（0.1 ポイント低下）

改正・訂正補遺

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

〔労働者災害補償保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
44・上 8	提出しなければならない（則第 12 条の 2）。	提出しなければならない。ただし、当該者が <u>施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、 きゅう師等に関する法律第 9 条の 2 第 1 項の 届出に係る同項の施術所及び柔道整復師法第 2 条第 2 項に規定する施術所をいう。）のうち 都道府県労働局長が定めるもの（以下「指名 施術所」という。）において治療を受ける場合 にあつては、当該請求書を、当該指名施術所 を経由して所轄労働基準監督署長に提出する ことができる（則第 12 条の 2）。</u>

〔雇用保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
152・上 1～ 上 3	※以下に差替え ① 国庫は、次の区分によって、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。後記㊦について同じ）、 <u>教育訓練給付（教育訓練休暇給付金に限る。後記㊦について同じ）及び雇用継続給付（介護休業給付金に限る。後記㊦について同じ）、育児休業給付並びに法第 64 条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担する（法第 66 条第 1 項・第 2 項・第 5 項）。</u>	
152・下 8 と 下 7 との間	※以下を追加 ㊦ <u>教育訓練給付については、次の㊤又は㊦に掲げる場合の区分に応じ、当該㊤又は㊦に定める割合</u> ㊤ <u>前記㊦の㊤に掲げる場合 当該教育訓練給付に要する費用の 4 分の 1</u> ㊦ <u>前記㊦の㊦に掲げる場合 当該教育訓練給付に要する費用の 40 分の 1</u>	



教材改正 訂正情報

vol 4 2026. 6. 1

この情報は、2026 年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届きしだい必ず関係箇所の改訂又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。



健康保険法の改正

概 要

(1) 健康保険法の改正

<令和8年度の協会健保の子ども・子育て支援金率（0.23%）>

令和8年4月1日から施行された「子ども・子育て支援金制度」（後記(2)を参照）の創設に伴い、健康保険の適用事業の事業主及び被保険者は、「子ども・子育て支援金」の負担が義務付けられている。「子ども・子育て支援金」の額（事業主と被保険者が2分の1ずつを負担）は、全国健康保険協会が管掌する健康保険については、「標準報酬月額」及び「標準賞与額」に「子ども・子育て支援金率」を乗じて計算するが、令和8年度に適用される「子ども・子育て支援金率」が、1,000分の2.3とされた。

(2) 「子ども・子育て支援金」制度の創設（令和8年4月1日施行）

- ① 「子ども・子育て支援金制度」が令和8年4月1日から施行された。この制度は、高齢者等を含むすべての世代の者及び事業主から徴収する「子ども・子育て支援金」を財源として、児童手当・育児休業給付・育児時短休業給付金の拡充及び子供誰でも通園制度の支援等を行うことを目的とする制度である。
- ② 「子ども・子育て支援金」は、医療保険制度（健康保険等の被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度）ごとに保険料額が決められ、医療保険の保険料と合わせて徴収される。
- ③ 令和8年度の「子ども・子育て支援金」の月額は、以下のように推計されている。
 - ㊦ 協会健保⇒（標準報酬月額及び標準賞与額）×0.0023（被保険者1人当たり同額の2分の1）
 - ㊧ 健康保険組合⇒被保険者1人当たり約550円（加入者1人当たり約350円）
 - ㊨ 国民健康保険⇒1世帯当たり約300円（加入者1人当たり約200円）
 - ㊩ 後期高齢者医療⇒被保険者1人当たり約200円（加入者1人当たり同左）

※「子ども・子育て支援金制度」は、「社会保険に関する一般常識」の出題の対象となる可能性がある。

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

<テキスト>

〔健康保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
160・下6と 下5の間	※以下を追加 <u>② 前記①の全国健康保険協会が管掌する健康保険の令和8年度の子ども・子育て支援金率は、1,000分の2.3とされた。このため、子ども・子育て支援金の額は、各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額に1,000分の2.3を乗じて算定する。</u> <u>なお、子ども・子育て支援金は、事業主と被保険者が、それぞれ2分の1ずつを負担する。</u>	
160・下5	<u>②</u>	<u>③</u>

〔国民年金法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
93・下4～ 下3	（配偶者に対する遺族基礎年金が、その者の行方不明により支給停止されているときを除く。）	（配偶者に対する遺族基礎年金が、 <u>その者の申出</u> ，若しくはその者の行方不明により支給停止されているときを除く。）